

巻 頭 言

「地域共生社会」とは何と便利なことばであろうか。

地域共生社会について、施策として打ち出されたのは、平成28年に厚生労働省において、改革の基本コンセプトとして「地域共生社会」の実現を掲げ、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）や、「『地域共生社会』の実現に向けて（当面の改革工程）」（平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）によるところが大きい。そのなかで、「地域共生社会」について「住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す」とされた。しかし、それには程遠い現状も見えてきた。

2014年に日本が批准した障害者権利条約について、2022年9月に国連障害者権利委員会による総括初見が出され、改善勧告が発表された。勧告内容は、「障害児を含む障害者が施設を出て地域で暮らす権利が保障されていない」ことから「脱施設化」と精神科病院の強制入院を障害に基づく「差別である」としたことである。そこでは、精神科医療の懸念等、精神保健福祉法による強制的な入院や治療などの不当な扱いに対する法律の廃止と分離された特別支援教育の中止に向け、障害のある子もない子どもともに学ぶ「インクルーシブ教育」に関する国の行動計画の策定の勧告があった。日本のパターンリズムの考えが指摘されたのである。日本の政策が、健常者が障害者に「やってあげる」というパターンリズム（父権主義）に偏っているという指摘に加えて、障害者は平等に扱われる権利を持ち、その父権主義は共生の理念とは相反している現状が浮き彫りになった。

共助が強調されても、根底に人権擁護の理念が通底していなければ、絵に描いた餅となってしまう。そこで、仏教福祉から学ぶことが肝要である。

矢吹慶輝は、社会事業の根幹にある「社会連帯思想」をもとめ、「社会連帯共同」を強調した。平たくいうとそれは、人は寄り合って生きるのだということから、人は生きていく上でさまざまな問題に直面しても受け身ではなく積極的に考えていく存在であり、そしてそのために人と人が支えあっていくことが必要であるという考え方である。

つまり、「地域共生社会」をお題目のように唱えるだけでなく、社会的課題に対して、積極的に考えて関与、社会変革することが求められている。その思想は、長谷川良信の西巢鴨地域の二百軒長屋において、生活困窮者の社会的課題に向けて、セツルメント活動を実践して、研究へと発展したことにも継承されている。

今年度の大正大学社会福祉学会第46回大会では、卒業生や在院生による社会的課題に対する挑戦的な取組の報告や研究の報告があり、鴨台社会福祉学論集本号において掲載し、後輩に引き継がれていく。本学会は、大正大学社会事業研究室から始まり、脈々と「大正学派」が引き継がれて、「地域共生社会」を主体的に創造する人材を育成及び輩出する使命がある。

2023年3月15日

大正大学社会共生学部社会福祉学科

坂本智代枝

鴨台社会福祉学論集 第31号 目次

巻頭言	坂本智代枝
I 大正大学社会福祉学会第46回大会 基調報告	
“大正福祉マインド”を語り合う	宮崎 牧子 2
3つの語り場 研究発表の場	坂本智代枝 3
実践報告の場	坂本智代枝 4
情報交流の場	大竹 宏和 5
II 研究論文	
精神障害がある人の親が生活を維持する力を生成するプロセス ～レジリエンスの視点からの考察～	大塚 直子 6
乳幼児期における障害児相談支援の現状と課題 ～相談支援専門員へのインタビュー調査から考察する～	糸井 詩織 15
III 研究ノート	
社会福祉法人と企業の連携 ―地域貢献活動を通して―	大洞菜穂美 23
IV 追悼	
橋本泰子先生	山口 由美 29
平山宗宏先生	根本 浩典 30
V 大学院修士・博士論文抄録	32

VI	学部卒業研究の論題一覧	
	令和4年度 卒業研究論題一覧	39
VI	鴨台社会福祉学論集諸規程	
	発行要領	43
	投稿規程	44
	編集規程	45
	編集委員会規程	46
	査読規程	47
	査読フローチャート	48
	査読書式	49
	リポジトリ規程	51
VII	大正大学社会福祉学会会則	53
	編集後記	沖倉智美 赤坂真樹